



# あらゆる暴力の根絶を基本とした 安心づくり

---

## 基本目標 V

## 基本目標V あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり

### 主要施策13 あらゆる暴力の根絶

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	28年度進捗状況調査	28年度進捗評価	29年度実施計画	担当課
V	13	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	<性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化>性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない気運の醸成を図ります。子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します。	男女平等参画社会づくりI「これからの人生がラクになるヒント悩みをパワーに変えちゃおう！」(9月に全4回)を開催。延べ61名参加。 男女平等参画社会づくりII「今日からできる！具体的なしつけ方法～ commonsenseペアレントングで楽しく子育てを～(2月に全2回)開催。延べ36名参加。 相談員・支援員のためのスキルアップ講座「DV被害者に対する相談対応について」(8月に全1回)を開催。	○(目標どおり)	男女平等参画社会づくり講座等を行うことにより、性犯罪や性暴力の根絶に関して理解を促進します。	人権推進課
V	13	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	<性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化>性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない気運の醸成を図ります。子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します。	関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた地域安全運動(年2回)及び地域安全大会(年1回)を実施するとともに、各地域でのぼり旗の設置を行うなど啓発に努めた。	○(目標どおり)	関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた地域安全運動(年2回)及び地域安全大会(年1回)を実施するとともに、各地域でのぼり旗の設置を行うなど啓発に努める。	生活福祉課
V	13	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	<セクシュアル・ハラスメント防止の促進>企業や地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	大阪府、大阪府企業人権協議会が開催する「公正採用選考・人権啓発推進員研修」、「人権リーダー養成講座」等の研修会の参加について、参加費の助成を行いました。	○(目標どおり)	泉南市事業所人権推進連絡会を通じ、事業所に対し、セクシュアル・ハラスメント対策の啓発及び、必要に応じて研修を行います。	人権推進課
V	13	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	<セクシュアル・ハラスメント防止の促進>企業や地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しました。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	○(目標どおり)	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知します。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。	人権推進課
V	13	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	<セクシュアル・ハラスメント防止の促進>企業や地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	監督職を対象により良い職場風土づくりのための「ハラスメント防止研修」を実施した。ハラスメント防止のため、今年度も「セクシュアル・ハラスメント防止要綱」の周知を行った。	○(目標どおり)	ハラスメント防止研修を引き続き実施する。また、セクシュアルハラスメント防止要綱についても周知徹底する。	人事課

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	28年度進捗状況調査	28年度進捗評価	29年度実施計画	担当課
V	13	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<性暴力の被害者支援>「性暴力救援センター・大阪(SACHICO)」など民間の支援機関と協力して、心とからだのケアに努めます。	女性相談(面接)や電話相談を通じ、必要に応じて他機関と連携を図っています。 【女性相談(面接)の実施】 ▽毎月 第1金曜日13:00~16:00 第2火曜日18:00~21:00 第4金曜日10:00~13:00 28年度の相談件数 93件 【女性のための電話相談】 ▽毎週木曜日(祝日・第5木曜日を除く)10:00~12:00 3:00~15:00 28年度の相談件数 24件  「女性のための相談員・支援員スキルアップ講座」において、「DV被害者に対する相談対応について」をテーマに講座を行った。	○(目標どおり)	女性相談(面接)、女性のための電話相談及び「性暴力救援センター・大阪(SACHICO)」など民間の支援機関と協力して、心とからだのケアに努める。	人権推進課
V	13	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<相談窓口、医療機関などとの連携の強化>各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	DV防止連絡会議を開催し、DV相談マニュアルの改訂や相談共通シートの意義の再確認を行った。また、DV事案が発生した都度、案件ごとに個別に情報共有を図った。	○(目標どおり)	配偶者からの暴力防止連絡会議を行い、連携を深める。	人権推進課
V	13	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<相談窓口、医療機関などとの連携の強化>各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	DV被害等に関する研修会に参加するなど、相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実化を図った。	○(目標どおり)	DV被害等に関する研修会に参加するなど、相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実化を図る。	生活福祉課
V	13	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<相談窓口、医療機関などとの連携の強化>各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、情報交換・課題解決に向けて検討した。	△(目標途中)	相談支援事業を実施するとともに関係機関と連携し生活・福祉・就労等の総合相談の充実を図ります。	障害福祉課
V	13	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<相談窓口、医療機関などとの連携の強化>各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	DV事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施。	○(目標どおり)	関係機関との連携を図り、必要な支援と情報提供を行います。	保健推進課
V	13	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上>民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座「DV被害者に対する相談対応について」(8月に全1回)を開催。参加者は11人。	△(目標途中)	相談員・支援員のためのスキルアップ講座を開催します。	人権推進課
V	13	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	<さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上>民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	所管団体等への情報提供に努めました。	○(目標どおり)	所管団体等への情報提供に努めます。	政策推進課

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	28年度進捗状況調査	28年度進捗評価	29年度実施計画	担当課
V	13	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけた。	△(目標途中)	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかける。	生活福祉課
V	13	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	地域包括支援センターとの連携により、各種研修を実施。また各研修の情報提供を行った。	△(目標途中)	地域包括支援センターを中心に、研修に関する情報交換・課題解決に向けたネットワークを進めます。	長寿社会推進課
V	13	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	障害理解普及啓発イベント「みんなのカフェ」を開催した。	○(目標どおり)	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、情報交換・課題解決に向けて、連携を強化し、必要に応じて関係者に対する研修を実施します。	障害福祉課
V	13	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	講座等の機会をとらえ、子どもへの暴力防止を訴えた。	○(目標どおり)	講座等の機会をとらえ、子どもへの暴力防止を訴えかけていく。	生涯学習課
V	13	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	泉南市要保護児童対策地域協議会を「子どもを守る地域ネットワーク」の虐待防止部会・子育て支援部会・発達支援部会・教育支援部会として拡大・充実を継続させた。同ネットワークで、市民啓発のためのシンポジウムの実施、市民や関係機関に向けてのパンフレットを作成するなど、ネットワークの活動や子どもの虐待についての啓発活動を行うとともに、要支援児童や家庭に対する養育的支援策を開始し未然防止に努めた。	○(目標どおり)	泉南市要保護児童対策地域協議会を「子どもを守る地域ネットワーク」として拡大・充実させる。同ネットワークで、市民啓発のための劇を作成のうえ公演、市民や関係機関に向けてのパンフレットを作成するなど、ネットワークの活動や子どもの虐待についての啓発活動を行うとともに、要支援児童や家庭に対する養育的支援策を開始し未然防止に努める。	保育子育て支援課
V	13	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	子どもの権利について学習する研修確保のため、ちやいんどネット大阪主催のシンポジウム、研究プロジェクトに参加、人権保育講座、情報企画委員会などに参加した。	○(目標どおり)	子どもの権利について学習する研修確保のため、ちやいんどネット大阪主催のシンポジウム、研究プロジェクトに参加、人権保育講座、情報企画委員会などに参加する。	保育子育て支援課
V	13	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	家庭児童相談室で、0歳から18歳までの子どもや保護者の相談窓口として児童相談や子どものプレイセラピーを充実し、パンフレット作成等による広報を行った。	○(目標どおり)	家庭児童相談室で、0歳から18歳までの子どもや保護者の相談窓口として児童相談や子どものプレイセラピーを充実し、パンフレット作成等による広報を行う。	保育子育て支援課
V	13	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	子どもと保護者に対して、相談窓口についての情報を提供した。	○(目標どおり)	子どもと保護者に対して、相談窓口についての情報を提供する。	保育子育て支援課

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	28年度進捗状況調査	28年度進捗評価	29年度実施計画	担当課
V	13	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	<児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援> 「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	子どもを守る地域ネットワークでは、関係機関における研修を充実させるため、各機関役員会・代表者会議等での啓発研修や実務者の研修強化を行った。	○(目標どおり)	子どもを守る地域ネットワークでは、関係機関における研修を充実させるため、各機関役員会・代表者会議等での啓発研修や実務者の研修強化を行う。	保育子育て支援課
V	13	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	<児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援> 「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	関係機関と連携し、防止啓発に努めた。	△(目標途中)	関係機関と連携し、防止啓発に努める。	生活福祉課
V	13	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	<児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援> 「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	虐待事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施。健診未受診者をはじめとしたリスクの高い家庭等について、課内で定期的に会議を設け、関係機関に情報提供を行った。	○(目標どおり)	関係機関との連携を図り、必要な支援と情報提供を行う。健診未受診者をはじめとしたリスクの高い家庭等について、課内で定期的に会議を設け、関係機関に情報提供を行う。	保健推進課
V	13	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	<児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援> 「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座「DV被害者に対する相談対応について」(8月に全1回)を開催。参加者は11人。 男女平等参画社会づくりⅠ「これからの人生がラクになるヒント悩みをパワーに変えちゃおう！」(9月に全4回)を開催。延べ61名参加。 男女平等参画社会づくりⅡ「今日からできる！具体的なしつけ方法～コモンセンスペアレンティングで楽しく子育てを～」(2月に全2回)開催。延べ36名参加。	△(目標途中)	講座や講演会等を通じ、配偶者への暴力や子どもへの暴力等、あらゆる暴力の根絶の啓発を実施します。	人権推進課
V	13	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	<児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援> 「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	子どもの権利に関する条例に係る活動を通じ、保護者や市民に子どもの権利について発信し、子ども会議等で権利学習を行った。	△(目標途中)	子どもの権利に関する条例の周知に努めるとともに、子ども会議等で権利学習を実施する。	人権教育課
V	13	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	<児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援> 「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	ヒアリングで学校における子ども相談の窓口を確認している。その他の場面で子ども相談について現状と課題を把握し、子ども相談について窓口や、対応について検討している。	○(目標どおり)	子ども相談についての現状と課題を把握し、子ども相談について窓口や、対応について検討する。	人権教育課
V	13	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	<児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援> 「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	大阪府教育センター等から配布される相談窓口のカードを配布した。	○(目標どおり)	大阪府教育センター等から配布される相談窓口のカードを配布する。	人権教育課

主要施策14 DV防止計画の推進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	28年度進捗状況調査	28年度進捗評価	29年度実施計画	担当課
V	14	(1)	DV被害の防止	<地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化>地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努めた。	△(目標途中)	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努める。	生活福祉課
V	14	(1)	DV被害の防止	<地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化>地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座「DV被害者に対する相談対応について」(8月に全1回)を開催。参加者は11人。 男女平等参画社会づくりI「これからの人生がラクになるヒント悩みをパワーに変えちゃおう！」(9月に全4回)を開催。延べ61名参加。 男女平等参画社会づくりII「今日からできる！具体的なしつけ方法～コモンセンスペアレンティングで楽しく子育てを～(2月に全2回)開催。延べ36名参加。	○(目標どおり)	講座や講演会等を通じ、地域において福祉活動に取り組んでいる方へ、DVに関する啓発を図ります。	人権推進課
V	14	(1)	DV被害の防止	<地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化>地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	泉南市自立支援協議会において、虐待の早期発見と適切な対応を図るための情報交換・課題解決に向けたネットワークにより、連携を強化した。	△(目標途中)	泉南市自立支援協議会において、虐待の早期発見と適切な対応を図るための情報交換・課題解決に向けたネットワークにより、連携を強化します。	障害福祉課
V	14	(1)	DV被害の防止	<医療・福祉関係者などへの啓発の徹底>DVに関する知識やDV被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します。	泉南市DV被害者相談マニュアルを作成し、庁内に配布した。	○(目標どおり)	泉南市DV被害者相談マニュアルを活用します。	人権推進課
V	14	(1)	DV被害の防止	<医療・福祉関係者などへの啓発の徹底>DVに関する知識やDV被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します。	DV相談・女性のための相談等掲載のパンフレットを窓口に設置し、また健診受診者に配布。	○(目標どおり)	被害者のプライバシーへの配慮をしながら、必要な支援を行う。 窓口等にDVのパンフレット等を設置し、DVの普及啓発を促進する。	保健推進課
V	14	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<関係機関との連携強化>予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	DV防止連絡会議を開催し、DV相談マニュアルの改訂や相談共通シートの意義の再確認を行った。また、DV事案が発生した都度、案件ごとに個別に情報共有を図った。	○(目標どおり)	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議における連携を密接にします。	人権推進課
V	14	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<関係機関との連携強化>予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係部署と連携して住民基本台帳事務における支援措置制度の周知をはかり、被害者の保護を徹底することに努めた。	○(目標どおり)	関係部署と連携して住民基本台帳事務における支援措置制度の周知をはかり、被害者の保護を徹底することに努める。	市民課
V	14	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<関係機関との連携強化>予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	弁護士による法律相談を月平均3回、年間34回実施し、相談件数は「離婚」「金融」「不動産」「相続」「その他」の総計で197件。	○(目標どおり)	弁護士による法律相談を月平均3回、年間34回実施予定	産業観光課

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	28年度進捗状況調査	28年度進捗評価	29年度実施計画	担当課
V	14	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<関係機関との連携強化> 予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係各課との連携を行いながら、該当ケースについては適切な保険証等の交付事務に努めた。	○(目標どおり)	DVIについての理解を深め、関係各課との連携を密に行い、今後も引き続き適切な保険証等の交付事務に努める。	保険年金課
V	14	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<関係機関との連携強化> 予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	岸和田子ども家庭センター地域相談課との定例会議を実施。デイセンター泉南の地域療育支援相談室及び、教育委員会教育相談室との連携を図った。	○(目標どおり)	岸和田子ども家庭センター地域相談課との定例会議を実施。デイセンター泉南の地域療育支援相談室及び、教育委員会教育相談室との連携を図る。	保育子育て支援課
V	14	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<関係機関との連携強化> 予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	ひとり親相談、生活相談を通じ、被害者の自立支援に努めた。	○(目標どおり)	ひとり親相談、生活相談を通じ、被害者の自立支援に努める。	生活福祉課
V	14	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<関係機関との連携強化> 予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	支援の充実に向け、他機関との連携を深めた。	○(目標どおり)	引き続き、予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の役割を果たしていきます。	学務課
V	14	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<相談の充実と連携の強化> 地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップ相談シート」を有効に活用します。	地域包括支援センターとの連携により相談体制を充実。	△(目標途中)	地域包括支援センターとの連携により相談体制の充実を図ります。	長寿社会推進課
V	14	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<相談の充実と連携の強化> 地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップ相談シート」を有効に活用します。	女性相談(面接)の実施 ▽毎月 第1金曜日13:00～16:00 第2火曜日18:00～21:00 第4金曜日10:00～13:00 28年度の相談件数 93件 女性のための電話相談 ▽毎週木曜日(祝日・第5木曜日を除く)10:00～12:00 3:00～15:00 28年度の相談件数 24件 本庁女子トイレに相談窓口の案内カードを設置した。 DV被害者相談マニュアルを庁内LAN上で情報共有し、活用を促進した。	△(目標途中)	女性相談、女性のための電話相談実施、周知のための啓発実施を行う。 庁内窓口担当者に対し、DV被害者相談マニュアルの活用を進めます。	人権推進課
V	14	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<被害者の安全確保の徹底> 場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な保護を実施するとともに、保護命令申立て手続きに関する情報提供を行います。	大阪府女性相談センター及び岸和田子ども家庭センター、警察署などのDV被害者支援センターと連携し、適切な保護を行った。	○(目標どおり)	大阪府女性相談センター及び岸和田子ども家庭センター、警察署などのDV被害者支援センターと連携し、適切な保護の実施につとめます。 また、平成29年度より民間シェルターとDV被害者緊急一時保護委託契約を締結し、被害者救済手段の多様化を図る。	人権推進課

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	28年度進捗状況調査	28年度進捗評価	29年度実施計画	担当課
V	14	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	<被害者の安全確保の徹底>場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な保護を実施するとともに、保護命令申立て手続きに関する情報提供を行います。	高齢の被害者に対する一時保護を実施。	○(目標どおり)	高齢の被害者に対する一時保護を引き続き行っていく。	長寿社会推進課
V	14	(3)	生活基盤を整えるための支援	<生活基盤を整えるための支援>ハローワークなどと連携し、就労支援を行います。	地域就労支援センターで就労相談を行い、年間での相談件数は889件であった。また、泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に自立支援協議会実務者会議を年3回実施した。	○(目標どおり)	地域就労支援事業を実施しており就職困難者、特に母子家庭の母親を重点に、雇用・就労のためのスキルアップ事業の実施	産業観光課
V	14	(3)	生活基盤を整えるための支援	<生活基盤を整えるための支援>ハローワークなどと連携し、就労支援を行います。	大阪マザーズハローワークや庁内就労支援施策についての情報を提供しました。	○(目標どおり)	マザーズハローワークや庁内就労支援施策についての情報を提供します。	人権推進課
V	14	(3)	生活基盤を整えるための支援	<生活基盤を整えるための支援>女性相談センターや医療機関、警察、市民団体などのさまざまな機関が連携し、中長期的にわたる継続的な被害者支援を実施する仕組みをつくりまします。	大阪マザーズハローワークや庁内就労支援施策についての情報を提供しました。	△(目標途中)	マザーズハローワークや庁内就労支援施策についての情報を提供します。	人権推進課
V	14	(3)	生活基盤を整えるための支援	<同伴する子どもへの支援>子どもへの支援について適切な情報提供をします。	家庭児童相談室において、子どもへの支援を行った。	○(目標どおり)	家庭児童相談室において、子どもへの支援を行っていく。	保育子育て支援課
V	14	(3)	生活基盤を整えるための支援	<同伴する子どもへの支援>子どもへの支援について適切な情報提供をします。	子どもへの支援について必要に応じて適切な情報提供を行った。	○(目標どおり)	引き続き、子どもへの支援について適切な情報提供をします。	学務課
V	14	(3)	生活基盤を整えるための支援	<同伴する子どもへの支援>保育所・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	幼稚園・学校に向け、個人情報の保護についての通知や研修を行った。	○(目標どおり)	引き続き、幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	学務課
V	14	(3)	生活基盤を整えるための支援	<同伴する子どもへの支援>保育所・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	認定こども園・保育所との連携を密にし、子どもの安心・安全を確保した。	○(目標どおり)	認定こども園・保育所との連携を密にし、子どもの安心・安全を確保していく。	保育子育て支援課
V	14	(3)	生活基盤を整えるための支援	<高齢者・障害者への支援>高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	高齢者虐待防止に関する意識啓発、広報活動等実施。	○(目標どおり)	高齢者虐待防止に関する意識啓発、広報活動及び「泉南市高齢者等虐待防止ガイドライン」に基づき充実を図ります。	長寿社会推進課
V	14	(3)	生活基盤を整えるための支援	<高齢者・障害者への支援>高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	DV防止連絡会議を開催し、DVIに関する基本的な知識、取り扱いについて確認した。	○(目標どおり)	DV防止連絡会議を開催し、DVIに関する基本的な知識、取り扱いについて確認及び連携に努める。	人権推進課
V	14	(3)	生活基盤を整えるための支援	<外国籍住民への支援>国際交流団体と連携しながら、多言語でDVに関する情報提供をするためのリーフレットを作成します。	外国籍住民への支援の一環として、「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」5か国語翻訳版を活用し、継続して情報提供に努めました。	○(目標どおり)	所管団体等への情報提供に努めます。	政策推進課



基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	28年度進捗状況調査	28年度進捗評価	29年度実施計画	担当課
V	14	(3)	若年層へのDV防止教育及び相談	<デートDV防止に関する取組の強化>学校と関係機関の連携のもと、学校での啓発活動を進めます。	中学校においてデートDVについての取組が実施された。	○(目標どおり)	学校と関係機関の連携のもと、中学校でのデートDVについての授業を行うなど学校での啓発活動を進める。	人権教育課
V	14	(3)	若年層へのDV防止教育及び相談	<デートDV防止に関する取組の強化>中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します。	大阪府や他機関が作成したリーフレットの配架を行いました。	○(目標どおり)	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。	人権推進課

主要施策15 メディアにおける人権の尊重

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	28年度進捗状況調査	28年度進捗評価	29年度実施計画	担当課
V	15	(1)	男女の人権を尊重した表現の推進	<市刊行物などの表現の見直し> >市刊行物において、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。	広報紙や市ウェブサイトにおいてはすべての掲載記事で性差にとらわれない人権尊重の表現の使用を心掛け、読者が誤解を招きやすい表現を避けるよう作成を行った。	○(目標どおり)	広報紙や市ウェブサイトについて、ジェンダーにとらわれない表現を行うよう努める。	秘書広報課
V	15	(1)	男女の人権を尊重した表現の推進	<市刊行物などの表現の見直し> >市刊行物において、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。	広報紙等、行政刊行物について、ジェンダーフリーに配慮した表現・カット写真の推進に努めた。	○(目標どおり)	広報紙等、行政刊行物について、ジェンダーフリーに配慮した表現の推進を図ります。	人権推進課
V	15	(1)	男女の人権を尊重した表現の推進	<市刊行物などの表現の見直し> >市刊行物において、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。	広報紙、HP等への表現について、人権尊重の表現に努めました。	○(目標どおり)	広報紙、HP等への表現について、人権尊重の表現に努めます。	環境整備課
V	15	(1)	男女の人権を尊重した表現の推進	<市刊行物などの表現の見直し> >市刊行物において、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。	配布物や刊行物について職員で点検を行い、掲示依頼物等についても意識的に点検を行った。	○(目標どおり)	本施設で作成する配布物や刊行物とともに、依頼に基づく掲示資料や配布資料についても、今一度固定観念にとらわれない視点で点検を行っていく。	青少年センター
V	15	(1)	男女の人権を尊重した表現の推進	<市刊行物などの表現の見直し> >市刊行物において、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。	広報らしにはできるだけ男女両方のイラストを使用し、料理・趣味の講座なども性別にかかわらず受講生を受け付けています。また、前年度の「男性専科」料理の基本のキ」4回連続講座(一時保育付き)でのアンケート結果で希望がありましたので、本年度は「男性・初心者大歓迎！ 栄養と料理の基本5回連続(一時保育付き)」を実施しました。	○(目標どおり)	広報らしにはできるだけ男女両方のイラストを使用し、料理・趣味の講座なども性別にかかわらず受講生を募集、受け付けています。	文化振興課公民館
V	15	(1)	男女の人権を尊重した表現の推進	<市刊行物などの表現の見直し> >市刊行物において、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。	当課発の情報、文書等について、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現をこころがけました。	○(目標どおり)	当課発の情報、文書等について、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現をこころがけます。	政策推進課
V	15	(1)	男女の人権を尊重した表現の推進	<男女平等の表現に関する学習機会の充実> >市民や地域団体・企業等が男女平等の視点に配慮した表現について学べる機会の提供を推進します。	人権推進課から市民向けに発するあらゆる文書において、男女平等の視点に配慮した表現に努めるとともに、講座や講演会の開催、また啓発紙の配布等により、推進を図った。	○(目標どおり)	人権推進課から市民向けに発するあらゆる文書において、男女平等の視点に配慮した表現に努めるとともに、講座や講演会の開催、また啓発紙の配布等により、推進を図ります。	人権推進課
V	15	(2)	情報教育の推進	<男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及> >学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力(メディア・リテラシー)を育みます。	男女平等参画社会づくりI「これからの人生がラクになるヒント悩みをパワ〜に変えちゃおう！」(9月に全4回)を開催。延べ61名参加。  男女平等参画社会づくりII「今日からできる！具体的なしつけ方法〜コモンセンスペアレントリングで楽しく子育てを〜(2月に全2回)開催。延べ36名参加。	○(目標どおり)	講座等で学習の機会の提供に努める。	人権推進課

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	28年度進捗状況調査	28年度進捗評価	29年度実施計画	担当課
V	15	(2)	情報教育の推進	<男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及>学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力(メディア・リテラシー)を育みます。	研修や講座の実施、ヒアリング等による点検に努めた。	○(目標どおり)	児童生徒並びに保護者への情報発信等について、男女平等の視点からの点検を行う。	人権教育課
V	15	(2)	情報教育の推進	<男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及>学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力(メディア・リテラシー)を育みます。	総合的な学習の時間をはじめ、学校教育の活動全体を通じて男女平等の視点を重視した取組みが定着してきた。	○(目標どおり)	引き続き、児童生徒に対し男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及に努め、情報処理・情報発信能力の育成を図るとともに教職員や保護者に対しても男女平等、男女共同参画の啓発・推進に努める。	指導課
V	15	(2)	情報教育の推進	<男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及>学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力(メディア・リテラシー)を育みます。	メディアにおける表現については、敏感な視点にたつて、学習講座を実施した。	◎(目標以上)	メディアにおける表現については、敏感な視点にたつて、学習講座を実施する。	生涯学習課
V	15	(2)	情報教育の推進	<男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及>学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力(メディア・リテラシー)を育みます。	これまでパソコン講座はずっと樽井公民館だけで実施してきましたが、本年度は会場を信達公民館に変えて、近年人気のあるタブレット端末を使いこなす「4回連続講座iPadを使いこなそう!」を実施しました。	○(目標どおり)	好評のタブレット端末講座を6回連続と回数を増やし、平成29年度は樽井公民館で実施する予定です。	文化振興課公民館